平成３０年（フ）第１５０９号
大阪府吹田市広芝町19番13―1002号
債務者　野涯　誠一
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藏本　隆之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５７５号
大阪市東成区東小橋１丁目17番11号
債務者　傳馬　良一
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　星知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５７６号
大阪市東成区東小橋１丁目17番11号
債務者　傳馬　邦子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　星知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２８７号
兵庫県三木市末広３丁目６番９号　サラスヴァーティーＹ102号、従前の住所兵庫県三木市芝町５番13号　ＪＡサンガーデン15―103号
債務者　舟坂　義一
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上原　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１００号
岡山市北区三門中町４番17号　コーポスズキ101号
債務者　羽原　　徹
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　幸徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月26日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１７号
山形県寒河江市西根北町３番７号
債務者　小野　康浩
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外塚　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５２号
山形市若宮４丁目６番28号　メゾネットドゥヴァンⅢ　２号
債務者　高嶋　律子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　雅人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４号
滋賀県長浜市宮司町1058番地11
債務者　西沢　　満
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
兵庫県川西市南花屋敷４丁目３番17号
債務者　田口　　弘
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井希千与
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
高知県高岡郡四万十町河内176番地２（前住所　愛媛県宇和島市寄松甲687番地）
債務者　山本　勇二
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　佑太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成３０年（フ）第３号
岩手県宮古市津軽石第６地割９番地６
債務者　小松　哲也
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横道二三男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成３０年（フ）第２８号
福島県須賀川市和田字弥六内135番地41、前住所福島県南会津郡南会津町糸沢字滝ノ上2626番地２
債務者　渡部　早人
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　淑企
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第１４２４号
大阪市淀川区十八条２丁目４番82号、前住所大阪府守口市大日町２丁目19番３―201号
債務者　門田　尊久
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　康行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５号
熊本県荒尾市川登1863番地64、前住所熊本県荒尾市川登1907番地５　ハイムジャルダンＢ棟101号
債務者　千原　一男
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎　　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第１６号
熊本県荒尾市川登1863番地64、前住所熊本県荒尾市川登1907番地５　ハイムジャルダンＢ棟101号
債務者　千原　朝美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎　　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第１８号
熊本県玉名市大浜町2397番地１
債務者　川西　康一
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　誠也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第１０号
熊本県八代市植柳上町6533番地（202）
債務者　松崎　真紀
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　輝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
熊本地方裁判所八代支部